

熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部改正について

熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例

(熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 1 条 熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 19 年条例第 8 号)

の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 項を削り、同条第 4 項中「第 2 項」を「前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第 3 項とする。

第 9 条第 1 項中「、第 10 条」を削り、「、第 21 条から第 24 条まで及び第 31 条」を「及び第 21 条から第 24 条まで」に改め、同条第 2 項中「第 2 条、第 5 条第 1 項、」を削り、「並びに第 30 条第 2 項」を「、第 30 条第 2 項並びに第 31 条第 2 項第 1 号」に改め、「、一般職給与条例第 2 条及び第 5 条第 1 項中「、期末手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当、期末手当」と」を削り、「とする」を「と、一般職給与条例第 31 条第 2 項第 1 号中「100 分の 105」とあるのは「100 分の 87.5」とする」に改める。

第 11 条第 1 項中「、第 8 条」を削り、同条第 2 項中「第 3 条、第 6 条第 1 項、」及び「、教育職給与条例第 3 条及び第 6 条第 1 項中「、期末手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当、期末手当」と」を削り、「教育職給与条例第 10 条第 1 項」を「教育職給与条例第 8 条第 2 項第 1 号中「100 分の 105」とあるのは「100 分の 87.5」と、教育職給与条例第 10 条第 1 項」に改める。

(熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（令和6年条例第55号）の一部を次のように改正する。

第2条中「100分の172.5」を「100分の95」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

#### （提出理由）

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第72号）の施行による一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）の一部改正に伴い、本市もこれに準じて所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。